

◎ 差別落書きとは

特定の個人やある集団に対して、差別や偏見に基づき、人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」を用いた落書きを「差別落書き」といいます。

そのため「差別落書き」は、刑法の侮辱罪や名誉毀損罪の対象となる重大な犯罪です。

「差別落書き」は、そのまま放置されれば、見た人に新たな差別意識を植えつけ、差別を助長する恐れがあります。

そのため、「差別落書き」を発見したり、通報を受けた場合は、次のような対応をお願いします。

「差別落書き」を発見したり、通報を受けたときは…

1. 確認・保存

発見者（通報者）とともに現場を確認し、人目に触れないように落書きを隠してください。

（勝手に消去したり処分しないでください）

具体的には、落書きを紙で覆う、扉をロックする、使用禁止にするなどです。

2. 通報・連絡

速やかに、国東市人権啓発・部落差別解消推進課に通報・連絡をお願いします。国東市の指定管理の場合は、担当課にもご連絡ください。

◆国東市人権啓発・部落差別解消推進課

TEL0978-72-0354〔夜間及び休日（代表）0978-72-1111〕

3. 記録

落書きの内容、現場の状況など、できる限り、正確・詳細に記録してください。

（カメラ等の活用をお願いします。）

具体的には、①発見日時②発見者・通報者の連絡先③発見場所の詳細④内容⑤大きさなどです。

4. 被害届・処理・報告

①警察にできる限り被害届（器物損壊）の提出をお願いします。

②関係者の現場確認、警察の現場検証が終了次第、国東市人権啓発・部落差別解消推進課に確認後、速やかに落書きを消去してください。

③処理結果を国東市人権啓発・部落差別解消推進課に連絡をお願いします。

※発見者（通報者）等に直接お尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

国東市人権啓発・部落差別解消推進課